

税務課からのお知らせ

平成31年度各町税納期日について

納期日	令和元年 5月7日	5月31日	7月1日	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	令和2年 1月6日	1月31日	3月2日
軽自動車税	全 期										
固定資産税		全 1 期				2 期			3 期		
町 県 民 税			全 1 期			2 期			3 期		
国民健康 保 険 税				全 1 期	2 期		3 期	4 期		5 期	6 期

町税の納付には口座振替がとても便利です

金融機関が、納税者ご本人に代わって納期ごとに、預貯金から自動的に振り替えて納める制度です。納め忘れや金融機関や役場等へお出かけになる必要もなく、お忙しい方や不在がちの方に特に便利な制度です。

① 口座振替が利用できる町税

- ・ 個人の町県民税
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税
- ・ 国民健康保険税

すべて現年度課税分です。
(ただし、随時の課税及び給料や年金から天引きされる分は除きます。)

② お申込できる金融機関

阿波銀行・徳島銀行・かいふ農業協同組合の各店舗・徳島県信用漁業協同組合連合会本所の各店舗・全国の郵便局(ゆうちょ銀行)

③ お申込みの方法

- ・ 用意するもの 通帳及びその届出印・納税通知書
- ・ 申込場所 口座を開設されている上記金融機関の窓口
※口座振替依頼書は町内の金融機関の窓口にあります。町外の上記金融機関の窓口にてお申し込みされる場合は、あらかじめ美波町役場税務課までご請求下さい。

④ お手続き期間

毎月15日までにお申し込みいただいた方は、翌月の納期限分から口座振替開始となります。
毎月16日以降にお申し込みいただいた方は、翌々月の納期限分から口座振替開始となります。

各町税滞納徴収の強化について

平成31年度から美波町において、徳島県と相互併任制度の活用による、各町税(町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)の滞納徴収強化に取り組みます。

各町税を滞納されている方に対して、督促状・催告書等の送付にて連絡いたします。納付や納付相談等がなく、滞納を放置されますと法の定めにより財産(給与・預貯金・保険等)の差押え、徳島滞納整理機構への移管等の滞納処分を進めてまいりますので、納期日までに忘れずにご納付下さい。

固定資産税のお知らせ

土地(家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧について

役場税務課では、4月1日(月)から9月2日(月)まで土地(家屋)価格等縦覧帳簿を縦覧します。この縦覧は、納税者が自己所有の土地・家屋の価格と近隣の土地・家屋の価格を比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを確認することができるものです。

縦覧できる方は、固定資産税の納税者本人です。なお、代理人に縦覧を依頼する場合は委任状が必要となります。

また、固定資産課税台帳については、自己資産について記載された部分を1年中確認することができるとともに、借地人・借家人についても使用または収益の対象としている部分について閲覧できます。この期間中に、ご自分の所有している土地・家屋、償却資産などの登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

【お問い合わせ先】 役場税務課(固定資産税・町県民税・軽自動車税・国民健康保険税) ☎77-3615